

平成31年2月28日

# 教育委員会第2回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第2回定例会記録

◇開会年月日 平成31年2月28日（木曜日） 午後 4時01分開会

午後 6時09分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	境 直彦君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多貴子君	委 員	遠 藤 俊 子 君
委 員	杉 山 昌 行 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	草 刈 敏 雄 君	事 務 局 次 長	大 崎 正 吾 君
事 務 局 次 長 ( 震 災 復 興 担 当 )	前 原 義 久 君	教 育 総 務 課 長	稲 井 浩 樹 君
学 校 教 育 課 長	平 塚 隆 君	学 校 安 全 課 長	佐 藤 勝 治 君
学 校 管 理 課 長	三 浦 司 君	生 涯 学 習 課 長	武 山 専 太 郎 君
複 合 文 化 施 設 開 設 準 備 室 長	佐 々 木 淳 君	体 育 振 興 課 長	大 森 和 彦 君
石 巻 中 央 公 民 館 長	保 原 恵 美 子 君	渡 波 公 民 館 長	鈴 木 正 之 君
稲 井 公 民 館 長	今 野 浩 君	荻 浜 公 民 館 長	坂 本 健 也 君
河 北 公 民 館 長	佐 藤 圭 一 君	河 南 公 民 館 長	佐 々 木 勇 人 君
桃 生 公 民 館 長	武 山 雄 子 君	北 上 公 民 館 長	菊 田 忠 志 君
図 書 館 長	鈴 木 の り 子 君		

◇欠席職員

牡鹿公民館長 阿部敏彦君

◇書 記

教育総務課 星 憲 君 教育総務課 加藤 陽子 君  
教長補佐 日野 ゆかり 君  
教育総務課 査  
教員 査  
教員 査

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・石巻市特定事業主行動計画（女性の職業生活における活躍）に係る2期目の策定について
- ・平成31年度学校給食費について

報告事項

- 報告第2号 専決処分の報告について
- 専決第1号 使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例  
（教育委員会の事務に係る部分）
- 専決第2号 石巻市にっこりサンパーク条例の一部を改正する条例
- 専決第3号 平成31年度石巻市一般会計予算  
（教育委員会の事務に係る部分）
- 報告第3号 専決処分の報告について
- 専決第4号 平成30年度石巻市一般会計補正予算（第8号）  
（教育委員会の事務に係る部分）

審議事項

- 第4号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画（案）について

その他

午後 4時01分開会

○教育長（境 直彦君） 定例会開会にあたり、傍聴人より、写真撮影・録画・録音の申し出がありました。写真撮影・録画・録音を許可することとしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより平成31年第2回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はありません。

---

#### 会議録署名委員の指名

○教育長（境 直彦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、杉山委員にお願いいたします。

よろしくお願ひします。

---

#### 教育長報告

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が3件、報告事項の専決処分の報告が4件、審議事項が1件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

始めに、私から御報告申し上げます。

私からは、平成31年石巻市議会第1回定例会、それから学校の関係を報告いたします。

始めに、平成31年石巻市議会第1回定例会は、2月14日に開会し、3月18日までの33日間の会期であります。市長の施政方針、平成31年度当初予算、条例改正、それから2月補正予算案が審議されます。なお、内容につきましては、次回第3回定例会で報告いたします。

次に、小・中学校は年度末を迎え、まとめの時期に入っております。

高等学校の入学者選抜関係では、後期選抜の検査が3月6日、合格発表が3月14日となっております。石巻市立桜坂高等学校は定員を下回っておりますので、2次募集実施の可能性がります。

次に、教職員の人事異動関係では、3月5日に内々示を、3月20日に内示となっております。3月23日の朝刊での発表となりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

御質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」との声あり)

---

### 石巻市特定事業主行動計画（女性の職業生活における活躍）に係る２期目の策定について

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、石巻市特定事業主行動計画（女性の職業生活における活躍）に係る第２期の策定についての報告を、教育総務課長からお願いいたします。

○教育総務課長（稲井浩樹君） それでは、石巻市特定事業主行動計画（女性の職業生活における活躍）に係る２期目の策定について、説明と御報告申し上げます。

別冊１を御覧ください。

本計画は、平成27年に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、教育委員会において、市長、教育委員会、議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員及び農業委員会が、平成31年度から平成32年度までの２年間で第２期目とした特定事業主行動計画を共同で策定し、平成31年４月１日から施行しようとするものであります。

本計画につきましては、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、急速な少子高齢化の進展及び国民の需要の多様化等に対応できる、豊かで活力ある社会の実現を目的として策定されたもので、管理的地位にある女性職員の登用、仕事と家庭の両立に関する支援に重点を置き、計画を推進していくこととしております。

内容の説明については省略させていただきたいと存じます。

なお、計画を推進するためには、計画の実施状況を把握、研究、点検できる体制を整えるとともに、その対策や計画の見直しに反映させる必要があることから、前年度の取組状況をホームページへの掲載等により公表することといたしております。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ただいまの報告に対しまして、御質問等はございませんか。

(「ありません」との声あり)

---

### 平成31年度学校給食費について

○教育長（境 直彦君） それでは、なければ次に、平成31年度学校給食費についての報告を、学校管理課長からお願いいたします。

学校管理課長。

○学校管理課長（三浦 司君） 平成31年度学校給食費について報告させていただきます。

表紙番号2の1ページを御覧ください。

現行の学校給食費は、平成26年度に改定を行い、1食当たりの単価は小学校が246円、中学校が293円、幼稚園が237円となっております。

これまで、食材費の高騰につきましては、食材の一括仕入れや献立の工夫をすることで対応してきましたが、定額の支出を要する主食、牛乳の価格も大きく上昇し、副食費に充てる金額は大幅に削減せざるを得ない状況であります。また、保護者からの給食費だけで副食費分を賄うことが困難となっているため、市の負担が年々増加する状況が続いており、保護者の経済的負担を考慮し、給食費の値上げはせずに単価を据え置いてまいりました。さらに、献立内容の質の確保、そして児童・生徒の成長に必要な栄養価の維持も難しい状況となっておりますことから、早い段階での給食費の値上げが必要であると認識いたしております。

一方で、今年10月からの消費税増税においては、給食食材の税率は軽減税率が適用されますが、食品の生産、物流等の関係上、価格への影響は必至であり、連動する給食費の値上げの必要性も考えられるところであります。

これらの状況を踏まえ、連続した給食費の値上げについて保護者の理解を求めることが困難となる事態等を考慮し、消費税増税後の食品価格の動向を見極めてから対応するため、平成31年度の学校給食費は据え置きしたいので、今月4日開催の石巻市学校給食センター運営委員会に諮問いたしましたところ、提案どおりとする旨の答申がありまして、答申に基づき、平成31年度の学校給食費は据え置きすることとしました。

給食費を値上げするまでの間の対応につきましては、市の負担が継続することを財政当局へ説明し理解を求め、また、現在、鉄分やカルシウムなど通常の食品ではとりにくい項目は強化食品を使用するなど、栄養の確保に努めていますが、引き続き給食の献立を工夫し、できる限り栄養価の維持に努めてまいります。

給食費の改定時期につきましては、消費税増税後の食品価格の動向を見極め、平成32年度の改定を検討してまいります。また、あわせて栄養摂取基準の充足率を試算し、適正な単価の改定に取り組んでまいりたいと考えております。

参考といたしまして、2ページに、県内他市及び女川町の学校給食費の単価調べを掲載いたしておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で一般事務報告を終わらせていただきます。

○教育長（境 直彦君） ただいまの報告に対して御質問等はございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） ものすごいテレビでも今騒がれているので、保護者の方は心配なことだと思います。

それで、県内市町村の学校給食の一番後ろなのですけれども、見ているとやはり据え置き検討中ということが目立ちますけれども、このパーセンテージですね。栄養摂取の不足分のパーセンテージというのは、皆さん検討している学校もほぼほぼ同じくらいのやはり不足分というか、不足が全体的にあるのかなというところが少し気になったのです。どこの学校もこの鉄分とかが足りないまま何年間も過ごしているのかなというのが少し気になったので、その辺どうなのでしょう、他の市町村は。

○教育長（境 直彦君） 学校管理課長。

○学校管理課長（三浦 司君） 他市の状況が全てわかるわけではないのですけれども、一番多く新聞等に出てきておりますのは仙台市の状況でございまして、仙台市の状況と比べましても、石巻市と同様の状況であり、仙台市も検討しているようですので、私どもも同じように今後検討していかなければならないと考えております。

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。他にございませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤俊子君） 一覧表を見ると、石巻市は結構価格が低く抑えられているんだなと思ったのですが、その中でも据え置きが好ましいのだということで、据え置きの方向でということになりましたが、何回か前の定例会でも、やっぱり値上げをしないと大変、努力をしてきたけれども、値上げが必要ではないかというお話を伺っていたのですが、32年度からというお話があったのですが、そのあたりの保護者への理解を得るための方策といたしますか、担当としてはどのような働きかけをして理解を深めていきたいと考えておられますか。

○教育長（境 直彦君） 学校管理課長。

○学校管理課長（三浦 司君） 31年度の値上げの関係では、31年度の学校給食センター運営委員会で審議していただくことになろうかとは思いますが、答申の中では、色々なデータを集めまして、あとは試算等をした中で、それらを示して、御理解をいただけるような改定を考えてまいりたいと考えておりますので、場合によっては、審議した内容、その資料等について、御父兄の皆様にもお知らせするということが必要であった場合は出てくるのかなとは思いますが、まずはそういうさまざまなデータを収集し、それによってさまざまな試算をした中で検討させていただきたいと考えてございます。

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

その他はございませんでしょうか。よろしいですか。

（「はい」との声あり）

---

**報告第2号 専決処分の報告について**

**専決第1号 使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例**  
(教育委員会の事務に係る部分)

**専決第2号 石巻市にっこりサンパーク条例の一部を改正する条例**

**専決第3号 平成31年度石巻市一般会計予算**  
(教育委員会の事務に係る部分)

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、報告事項に入ります。

報告第2号 専決処分の報告についての専決第1号 使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長（稲井浩樹君） それでは、報告第2号 専決処分の報告、専決第1号 使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例（教育委員会の事務に係る部分）について御説明申し上げます。

本報告につきましては、平成31年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月7日付けで異議のない旨専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本市の使用料及び手数料につきましては、合併後、多くの料金について改定を行っていない状況にありますことや、本年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることも踏まえ、市長部局において策定いたしました石巻市行財政運営プランに基づき、全庁的な見直しにより受益者負担の適正化を図るため、関係条例の一部を改正するものであります。

改定後の料金については、平成20年5月に市長部局において策定した使用料手数料見直し指針に基づき、コストから算出した受益者負担額を基本としておりますが、市民生活への影響や他の自治体の状況なども考慮し、改定率の上限を現行料金の原則1.5倍とすることや、新規の



施設については、運用を開始して間もないことなどを考慮し、消費税及び地方消費税の引き上げ分の転嫁のみとするなどの調整を行っております。

また、一部体育施設や社会教育施設については、合併時に調整ができなかった料金や時間区分などについても統一するものであります。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、表紙番号1の4ページから42ページ、あわせて、表紙番号3の条例新旧対照表1ページから61ページを御覧願います。

なお、今回の説明につきましては、教育委員会に関係している部分の条例について説明させていただきます。

始めに、第3条石巻市島の楽校条例の一部改正についてであります。引き上げ分の消費税及び地方消費税を転嫁した使用料に改めるものであります。

次に、第4条石巻市公民館条例の一部改正についてであります。石巻中央公民館、渡波公民館、稲井公民館についてはコストに基づき各使用料を改め、荻浜公民館については引き上げ分の消費税及び地方消費税を転嫁した使用料に改め、桃生公民館については、入場料を徴収する場合の文化ホールの使用料を市内類似施設と同様の区分に改め、その他の各室使用料についてはコストに基づき改めるものであります。

次に、第6条石巻市河北総合センター条例の一部改正についてであります。文化交流ホール等については市内類似施設と統一した使用料及び時間区分等に改め、会議室等についてはコストに基づき各使用料を改めるものであります。

次に、第7条石巻市桃生勤労青少年ホーム条例の一部改正についてであります。コストに基づき各使用料を改めるものであります。

次に、第8条石巻市桃生文化交流会館条例の一部改正についてであります。コストに基づき各使用料を改めるほか、市内類似施設で統一した利用区分に改めるものであります。

次に、第9条石巻市営運動場条例の一部改正についてであります。石巻野球場については市内類似施設と統一した使用料及び時間区分に改め、山下屋内運動場についてはコストに基づき各使用料を改めるものであります。

次に、第10条石巻市牡鹿清崎運動公園条例の一部改正についてであります。市内類似施設と統一した使用料及び利用者区分に改めるものであります。

次に、第11条石巻市河南体育センター条例の一部改正についてであります。コストに基づき各使用料を改めるものであります。

次に、第12条河南室内プール条例の一部改正についてであります。一般使用については市

内類似施設と統一した利用料区分に改め、貸切使用についてはコストに基づき各利用料金を改めるものであります。

次に、第13条石巻市多目的ふれあい交流施設条例の一部改正についてであります。ホール等については市内類似施設と統一した使用料及び時間区分等に改め、会議室等についてはコストに基づき各使用料を改めるほか、情報化研修室については、交流館の執務室として利用していることから項目を削除するものであります。

次に、第14条石巻市桃生スポーツ施設条例の一部改正についてであります。野球場、テニスコート及び多目的グラウンドの使用料については、市内類似施設と統一した使用料及び時間区分等に改め、相撲場についてはコストに基づき使用料を改めるものであります。

次に、第15条石巻市桃生武道館条例の一部改正についてであります。コストに基づき各使用料を改めるものであります。

次に、第22条石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例の一部改正についてであります。市内類似施設と統一した使用料及び時間区分等に改めるものであります。

次に、第33条石巻市桃生農業者体験実習館条例の一部改正についてであります。コストに基づき各使用料を改めるものであります。

次に、第39条石巻市桃生植立山公園条例の一部改正についてであります。市内類似施設と統一した使用料に改めるものであります。

次に、第41条石巻市都市公園条例の一部改正についてであります。別表第2中、1の公園施設を設け、又は管理する場合の使用料については、引き上げ分の消費税及び地方消費税を転嫁した料金に改め、2の都市公園を占有する場合の使用料中、電柱等の使用料については、道路法施行令に準拠した料金から、電気通信事業法施行令に準拠した料金に改め、3の第2条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料については、引き上げ分の消費税及び地方消費税を転嫁した料金に改め、4の有料公園施設を利用する場合の使用料のうち、石巻市民球場等については市内類似施設と統一したものに改め、フットボールフィールドについては引き上げ分の消費税及び地方消費税を転嫁した使用料に改め、他の有料公園施設において広告を掲出する場合の使用料については、コストに基づき各使用料を改めるものであります。

次に、第42条石巻市牡鹿交流センター条例の一部改正についてであります。別表第1、一般使用については市内類似施設と統一した使用料及び利用者区分に改め、別表第2、貸切使用についてはコストに基づき各使用料を改めるものであります。

次に、第46条石巻市総合体育館条例の一部改正についてであります。個人利用及び貸切利

用のうち、主競技場については市内類似施設と統一した利用料金及び時間区分に改め、武道場等についてはコストに基づき各利用料金を改めるものであります。

次に、附則であります。附則第1項は本条例の施行期日を規定するもので、平成31年10月1日とするものであります。

附則第2項は経過措置を規定するもので、本条例の施行日以後の許可等に基づき、徴収すべき使用料及び手数料並びに割増料等について確認し、同日前の許可等に基づき徴収すべきものについては、なお従前の例によることとするものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。改定は10月1日からということで附則で制定しています。

ただいまの説明に対して御質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） それでは、なければ専決第2号 石巻市にっこりサンパーク条例の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

北上公民館長からお願いします。

○北上公民館長（菊田忠志君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてのうち、専決第2号 石巻市にっこりサンパーク条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本報告につきましては、平成31年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会へ本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月7日付けで異議のない旨専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、表紙番号1の43ページから44ページ、あわせて表紙番号3の条例新旧対照表62ページから67ページを御覧願います。

始めに、第1条、事業用地となる多目的グラウンド及び児童公園を廃止するものでございます。

別表第1は、多目的グラウンドの項及び児童公園の項を削除するものであります。

別表第2の多目的グラウンド及び野球場の表中、多目的グラウンドの項とムーンカートの表を削除するものであります。

第2条は、使用料を改定するものであります。

別表第2の1の野球場の表中「3,000円」を「4,000円」に、「750円」を「1,000円」に、

別表第2の2のクラブハウスの表中「2,000円」を「3,000円」に、「4,000円」を「6,000円」に、「500円」を「750円」に、「1,000円」を「1,500円」にそれぞれ改めるものであります。

次に、附則であります。附則第1項は第1条の施行期日を公布の日とし、第2条の施行期日を平成31年10月1日とするものであります。

附則第2項は施行期日の第2条の適用について規定したものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問等ございませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。これも10月1日から施行になります。

それでは、なければ、報告第2号 専決処分の報告についての専決第3号 平成31年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（稲井浩樹君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてのうち、専決第3号 平成31年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）について御説明申し上げます。

本報告につきましては、平成31年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月7日付けで異議のない旨専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、別冊2の2ページを御覧願います。

予算規模につきましては、平成31年度石巻市一般会計予算の総額が1,796億円、そのうち教育関係費は186億9,105万3,000円で、前年度と比較し79億798万7,000円の増となっております。

それでは、歳出総括表から各項における前年度予算との比較についてご説明申し上げます。

まず、10款教育費、1項教育総務費は前年度と比較し3,072万6,000円の増となっておりますが、これは主に事務局費及び教育指導奨励費の増額によるものでございます。

次に、2項小学校費は3億5,191万円の減となっておりますが、これは主に小学校建設費の減額によるものでございます。

次に、3項中学校費は1億9,018万3,000円の増となっておりますが、これは主に中学校建設費の増額によるものでございます。

次に、4項高等学校費は75万円の増となっておりますが、これは主に高等学校管理費の増額によるものでございます。

次に、5項幼稚園費は3,441万7,000円の減となっておりますが、これは主に幼稚園管理費の減額によるものでございます。

次に、6項社会教育費は24億5,074万3,000円の減となっておりますが、これは主に東日本大震災関係費の増額によるものでございます。

次に、7項保健体育費は2億2,718万6,000円の増となっておりますが、これは主に学校給食費の増額によるものでございます。

次に、11款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費は53億9,472万6,000円の増となっておりますが、これは公立学校施設及び社会教育施設災害復旧費の増額によるものでございます。

それでは、教育費予算の主な項目について、その概要を申し上げます。

まず歳出から御説明申し上げますので、28ページを御覧願います。

10款1項2目事務局費の2、教育総務事務費に3,861万2,000円を計上しておりますが、これは各種事務局経費のほか、就学ユニット構築及び保守業務に要する経費を措置したものでございます。

次に、3、学校施設整備保全計画策定事業費に2,000万円を計上しておりますが、これは学校施設の整備保全計画を新たに策定するため、基本方針や建物調査に係る経費を措置したものでございます。

次に、30ページを御覧願います。

3目教育指導奨励費の5、外国青年英語指導費に6,465万7,000円を計上しておりますが、これは外国語教育の充実を図るため、小・中・高等学校及び幼稚園に外国語指導助手、ALTを配置するための経費を措置したものでございます。

次に、33ページを御覧願います。

6、いじめ・生徒指導問題対策費に312万1,000円、8、適応指導教室運営費に529万6,000円、34ページの13、不登校児童生徒対策費に20万5,000円を計上しておりますが、これらはいじめや不登校問題等に対応するための経費を措置したものでございます。

次に、33ページにお戻り願います。

9、特別支援教育事業費に1億1,022万3,000円を計上しておりますが、これは通常学級に在籍する個別支援が必要な児童・生徒に対し、特別支援教育支援員を配置するため、事業に要する経費を措置したものでございます。

次に、35ページを御覧願います。

14、子どもの未来づくり事業費に534万円を計上しておりますが、これは児童・生徒の学力の定着と向上を通して未来を生きる力の育成を図ることを目的とし、必要な経費を措置したものでございます。

次に、15、学校安全推進費に177万5,000円を計上しておりますが、これは小・中学校に設置している緊急地震速報受信機の更新費用など、学校の安全体制の強化に要する経費を措置したものでございます。

次に、16、学校図書館担当配置事業費に1,872万2,000円を計上しておりますが、これは小・中学校の図書館の充実と利用促進を図るため、学校図書館担当職員を配置する経費を措置したものであり、平成31年度は小学校に重点を置いて担当職員を配置する予定でございます。

次に、17、サイエンスラボ事業費に518万8,000円を計上しておりますが、これは児童・生徒に科学への興味、関心を膨らませる機会を与えると同時に、教員の指導力向上と理科教育の充実を図るため、事業に要する経費を措置したものでございます。

次に、36ページを御覧願います。

7目東日本大震災関係費の2、震災奨学金給付事業費に876万円を計上しておりますが、これは震災で両親を亡くした児童・生徒に対する奨学金を措置したものでございます。

次に、3、防災教育充実事業費に501万5,000円を計上しておりますが、これは震災の教訓を生かし、本市の実情に即した防災教育を実践するとともに、発達段階に応じた災害対応力の育成と学校における防災教育の充実に取り組むため、事業に要する経費を措置したものでございます。

次に、4、スクールカウンセラー配置事業費に53万円を、39ページの5、ハイスクールカウンセラー配置事業費に188万2,000円を、6、スクールソーシャルワーカー配置事業費に1,734万2,000円を、8、震災心のサポート事業費に686万7,000円を、9、緊急スクールカウンセラー等派遣事業費に4,852万4,000円を、10、子どものサポートハウス事業費に1,092万円を計上しておりますが、これらは児童・生徒を始め、教員や保護者、震災で子供を亡くされた遺族等に対してカウンセリングや相談活動、学習支援などを実施するための経費を措置したものでございます。

次に、40ページ、2項1目学校管理費の2、小学校管理費（教育総務課）に1億2,971万9,000円を、44ページ、4目東日本大震災関係費の1、被災児童通学支援事業費に4,910万円を、46ページ、3項1目学校管理費の2、中学校管理費（教育総務課）に7,411万5,000円を、

50ページ、4目東日本大震災関係費の1、被災生徒通学支援事業費に2,691万4,000円を計上しておりますが、これらは主に遠距離通学の児童・生徒や震災により通学困難な児童・生徒への通学支援等に係る経費を措置したものでございます。

次に、42ページにお戻り願います。

2目教育振興費の3、小学校教育振興援助費に5,572万9,000円を、44ページ、4目の2、被災児童就学支援事業費に1億1,480万円を、50ページ、2目教育振興費の3、中学校教育振興援助費に5,404万円を、4目の2、被災生徒就学支援事業費に1億550万円を計上しておりますが、これらは、経済的理由や震災により就学困難となった児童・生徒並びに特別支援教育学級に所属する児童・生徒に対する就学援助費を措置したものでございます。

次に、44ページにお戻り願います。

3目学校建設費の1、小学校施設老朽化対策事業費に5億4,655万円を、2、二俣小学校水泳プール改築事業費に2億620万円を、50ページ、3目学校建設費の2、河南西中学校水泳プール改築事業費に1億326万円を、3、中学校施設老朽化対策事業費に2億2,655万円を計上しておりますが、これらは、各施設の老朽化が進み、応急修繕やメンテナンスだけでは維持管理が困難であるため、改築等に要する経費を措置したものでございます。

次に、44ページにお戻り願います。

4目の3、小学校防災機能強化事業費に1億1,055万円を、52ページ、4目の3、中学校防災機能強化事業費に2億4,205万円を計上しておりますが、これらは渡波小学校及び湊中学校の屋内運動場におけるつり天井の撤去及び改修工事等に要する経費を措置したものでございます。

次に、44ページにお戻り願います。

4目の5、北上小学校移転新築事業費に7,690万円を、90ページ、11款3項1目公立学校施設災害復旧費に25億2,289万2,000円を計上しておりますが、これらは北上小学校のにっこりサンパークへの移転新築事業費を措置したものでございます。

次に、56ページを御覧願います。

4項1目学校管理費の7、魅力ある学校づくり事業費に442万6,000円を計上しておりますが、これは、桜坂高等学校が掲げる品格教育、キャリア教育、学力保証の実践のため、講師派遣や学習支援等に要する経費を措置したものでございます。

次に、58ページを御覧願います。

5項1目幼稚園費の2、幼稚園管理費（教育総務課）に3,982万1,000円を計上しております

すが、これは園児輸送に係る委託料や幼保連携事業等に要する経費を措置したものでございます。

次に、62ページを御覧願います。

6項1目社会教育総務費の2、社会教育事務費に600万4,000円を計上しておりますが、これは各種事務経費のほか、コミュニティ・スクール事業の推進に要する経費を措置したものでございます。

次に、65ページを御覧願います。

10、協働教育推進事業費に380万3,000円を計上しておりますが、これは地域社会と学校教育の協働による教育活動の実践に要する経費や、自然や文化を活用して地域の理解を深めるふるさと子どもカレッジの事業費を措置したものでございます。

次に、12、放課後子ども教室推進事業費に150万円を計上しておりますが、これは放課後等に子供が安心して活動できる場を設け、地域とともに子供の健全育成を進めるものであり、市内3地区での実施に要する経費を措置したものでございます。

次に、66ページを御覧ください。

2目文化財保護費の1、文化財保護管理費に880万3,000円を計上しておりますが、これは文化財保護に係る各種経費のほか、文化財説明板や文化財標柱の立てかえに係る業務委託料等を措置したものでございます。

次に、69ページを御覧願います。

4、齋藤氏庭園整備事業費に297万円を計上しておりますが、これは建造物等の修復工事完了における齋藤氏庭園の保存活用計画を新たに策定するため、業務委託料を措置したものでございます。

次に、3目公民館費の1、公民館管理費に9,462万3,000円を計上しておりますが、これは各種管理経費のほか、桃生公民館檜崎分館の解体撤去に要する工事費等を措置したものでございます。

次に、3、蛇田公民館建設事業費に4億2,140万円を計上しておりますが、これは、蛇田支所及び蛇田公民館の複合施設整備における公民館に係る建設工事費等を措置したものでございます。

次に、70ページを御覧願います。

4目図書館費の2、図書館活動費に2,804万円を計上しておりますが、これは、魅力ある図書資料や情報の収集、提供に努め、図書館サービスの推進に要する経費を措置したものでござ



います。

次に、74ページを御覧願います。

13目東日本大震災関係費の1、震災復興芸術文化事業費に2,455万7,000円を計上しておりますが、これは事務委託料のほか、日露交歓コンサート及びミュージカル・ジパング青春記の開催に要する負担金等を措置したものでございます。

次に、3、埋蔵文化財発掘調査事業費に3,395万1,000円を計上しておりますが、これは各種震災復興事業に伴う発掘調査に要する経費を措置したものでございます。

次に、77ページを御覧願います。

4、応急仮設住宅等移動図書館運営費に254万4,000円を計上しておりますが、これは仮設住宅における移動図書館サービスの経費を措置したものであり、事業は本年9月末をもって終了する予定でございます。

次に、5、被災ミュージアム再興事業費に848万8,000円を計上しておりますが、これは被災した石巻文化センター所蔵資料及び毛利コレクション資料の保管、整理等を行うとともに、雄勝硯伝統産業会館及びおしかホエールランド資料を各施設の再建まで仮保管するための経費を措置したものでございます。

次に、79ページを御覧願います。

7、複合文化施設整備事業費に31億6,120万4,000円を、90ページ、2目社会教育施設災害復旧費の3、複合文化施設災害復旧費に24億7,217万4,000円を計上しておりますが、これらは複合文化施設の本体建設工事費及び展示工事費等を措置したものでございます。

次に、79ページにお戻り願います。

8、公民館震災関係費に200万円を、90ページ、2目の1、雄勝公民館災害復旧費に1億5,980万円を、2、北上公民館災害復旧費に8億7,915万円を計上しておりますが、これらは被災した雄勝公民館及び北上公民館の移転新築に要する工事費等であり、各総合支所との複合施設として建設されるものでございます。

次に、80ページにお戻り願います。

7項1目保健体育総務費の2、体育奨励費に2,018万円を計上しておりますが、これはスポーツ振興に係る各種経費のほか、ラグビーワールドカップに関する機運醸成及びいしのまき復興マラソンの開催に要する経費を措置したものでございます。

次に、3、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業費に30万円を計上しておりますが、これはオリンピック・パラリンピックへの関心を高め、スポーツの価値や効果

の再認識を通じ、国際的な視野で世界の平和に貢献できる人材、志を持ち復興を支える人材を育成することを目的に、事業実施校に対し必要な経費を措置したものでございます。

次に、82ページを御覧願います。

2目体育施設費の3、テニスコート管理費に366万8,000円を計上しておりますが、これは、昨年8月に復旧修繕が完了した稲井テニスコートの管理運営に要する経費を措置したものでございます。

次に、5、桃生スポーツ施設管理費に1,205万6,000円を計上しておりますが、これは各種管理経費のほか、老朽化した野外活動施設の解体撤去に要する工事費等を措置したものでございます。

次に、6、植立山公園管理費に4,627万円を計上しておりますが、これは本年4月から指定管理者による管理運営を開始するため、新たに指定管理料を計上するほか、多目的広場の設置工事等に要する経費を措置したものでございます。

次に、84ページをお開き願います。

3目学校給食費のうち、学校給食センターの運営費に5億3,743万7,000円を、2、賄材料費に5億4,619万1,000円を計上しておりますが、これらは学校給食の運営に要する各種経費を措置したもので、アレルギー対応給食については、本年4月から対応品目を15品目に拡大し実施する予定でございます。

次に、継続費について御説明申し上げますので、92ページを御覧願います。

完了までに複数年度を要する二俣小学校水泳プール改築事業ほか8事業について、継続費の総額と期間及び年割額等を設定するものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げますので、98ページを御覧願います。

就学ユニットシステム構築及び保守業務など、翌年度以降にわたる業務や借り上げ料等32件について、その期間及び限度額を設定するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

12款1項6目教育費負担金に578万1,000円を計上しておりますが、これは歳出に計上しました視聴覚センター運営費等に係る他市町からの負担金を措置したものでございます。

次に、6ページを御覧願います。

13款1項8目教育使用料に9,654万2,000円を計上しておりますが、これは高等学校授業料、幼稚園保育料ほか各種施設使用料を措置したのになります。

次に、10ページを御覧願います。

14款1項3目災害復旧費国庫負担金に16億3,282万9,000円を、12ページ、2項8目教育費国庫補助金に2億1,661万8,000円を、9目災害復旧費国庫補助金に2億6,128万4,000円を計上しておりますが、これらは、歳出に計上いたしました北上小学校の移転新築に係る災害復旧費のほか、就学援助費やスクールバス運行経費等に対する国庫支出金を措置したものでございます。

次に、14ページを御覧願います。

15款2項9目教育費県補助金に3億8,440万6,000円を、16ページ、3項5目教育費委託金に2,243万3,000円を計上しておりますが、これらは、歳出に計上しました被災児童・生徒に対する就学支援事業やスクールソーシャルワーカー配置事業等に対する県支出金を措置したものでございます。

次に、20ページを御覧願います。

18款1項6目震災復興基金繰入金に2億2,610万9,000円を、7目東日本大震災復興交付金基金繰入金に8,545万2,000円を、11目奨学資金基金繰入金に7,158万円を、12目（仮称）市民文化ホール建設基金繰入金に7億4,290万2,000円を計上しておりますが、これらは歳出に計上しました各種事業に充当する基金繰入金を措置したものでございます。

次に、22ページを御覧願います。

20款3項5目教育費貸付収入に4,278万3,000円を計上しておりますが、これは奨学資金貸付金の償還金を措置したものでございます。

次に、26ページを御覧願います。

21款1項8目教育債に47億2,760万円を計上しておりますが、これは歳出に計上しました各種事業に充当するための地方債を措置したものでございます。

以上で、教育委員会の平成31年度石巻市一般会計予算に係る専決処分の説明を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

大変盛りだくさんでございますが、ただいまの説明に対して質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

（「すみません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲井浩樹君） 発言の訂正をお願いしたいと思います。

3項社会教育費の説明で、24億5,074万3,000円の減と申し上げましたが、増の誤りです。

それから、もう1か所ございました。埋蔵文化財の部分につきまして、3,395万1,000円と申し上げましたが、正しくは9,395万1,000円でございますので、訂正方とおわび申し上げます。よろしく申し上げます。

○教育長（境 直彦君） 御苦労さまでございました。

では、よろしいでしょうか。その他もございませんか。

（「はい」との声あり）

---

### 報告第3号 専決処分の報告について

#### 専決第4号 平成30年度石巻市一般会計補正予算（第8号）

##### （教育委員会の事務に係る部分）

○教育長（境 直彦君） それでは、続いて報告第3号 専決処分の報告についての専決第4号 平成30年度石巻市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

教育総務課長、引き続き説明をお願いいたします。

○教育総務課長（稲井浩樹君） それでは、報告第3号 専決処分の報告について、専決第4号 平成30年度石巻市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会の事務に係る部分）について御説明申し上げます。

本報告につきましては、平成31年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月15日付けで異議のない旨専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

今回の補正予算は、主に各種事務事業における執行残見込み額及び歳入予算額の確定等による予算の整理を行うものでございます。

それでは、別冊3の1ページから3ページを御覧願います。

歳入歳出予算の補正前の額から歳入歳出それぞれ6億512万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億3,799万2,000円とするものでございます。

まず、歳出から主な項目について御説明申し上げますので、22ページを御覧願います。

10款1項3目教育指導奨励費の1、奨学資金費で2,574万円の減となっておりますが、これは奨学金貸与人数の確定に伴う減額でございます。

次に、5、特別支援教育事業費で1,680万円の減となっておりますが、これは支援員の任用

実績に伴う減額でございます。

次に、6、原子力・エネルギーに関する教育支援事業費で108万8,000円の減となっておりますが、これは原子力・エネルギーに関する副教材を希望する小・中学校がなかったことによる減額でございます。

次に、24ページを御覧願います。

2項1目学校管理費の1、小学校管理費（教育総務課）で4,400万円を、4目東日本大震災関係費のうち被災児童通学支援事業費で2,800万円を、28ページ、3項1目学校管理費の1、中学校管理費（教育総務課）で1,600万円を、4目東日本大震災関係費のうち被災生徒通学支援事業費で2,800万円を、32ページ、5項1目幼稚園費の1、幼稚園管理費（教育総務課）で3,200万円の減となっておりますが、これらは通学支援スクールバス等の入札差金及び運行実績による減額でございます。

次に、24ページにお戻り願います。

3目学校建設費の2、鹿又小学校屋内運動場改築事業費で1億851万8,000円の減となっておりますが、これは屋内運動場改築工事の完了に伴う執行残の減額でございます。

次に、3、小学校施設老朽化対策事業費で1,283万円の減となっておりますが、これは主に稲井小学校及び鹿妻小学校に係る実施設計業務の完了に伴う執行残の減額でございます。

次に、4目の3、小学校太陽光発電設備整備事業費で2,827万2,000円の減となっておりますが、これは主に大谷地小学校、二俣小学校、前谷地小学校及び中津山第二小学校への太陽光発電設備工事の完了に伴う執行残の減額でございます。

次に、27ページを御覧願います。

4、蛇田小学校校舎増築事業費で4,350万円の減となっておりますが、これは特別教室等、校舎建設工事の完了に伴う執行残の減額でございます。

次に、30ページを御覧願います。

4項1目学校管理費の1、高等学校管理費（学校教育課）で1,320万円の減となっておりますが、これは常勤講師及び非常勤講師の任用実績に伴う減額でございます。

次に、32ページを御覧願います。

1目の2、幼稚園管理費（学校教育課）で1,440万円の減となっておりますが、これは臨時パート教諭の任用実績に伴う減額でございます。

次に、34ページを御覧願います。

6項12目（仮称）市民文化ホール建設基金費に1,500万円を計上しておりますが、これは複

合文化施設の建設のために寄せられました寄附金を同基金に積み立てするものでございます。

次に、13目東日本大震災関係費で8,136万6,000円の減となっておりますが、これは埋蔵文化財発掘調査における事業内容の見直しに伴う不用額の減額でございます。

次に、36ページを御覧願います。

7項3目学校給食費で2,779万1,000円の減額となっておりますが、これはパート調理員の任用実績及び委託業務の入札差金等による減額でございます。

次に、38ページを御覧願います。

11款3項1目公立学校施設災害復旧費で1,102万円の減となっておりますが、これは北上小学校移転新築事業における水道配水管移転補償費等の執行残の減額でございます。

次に、継続費について御説明申し上げますので、40ページを御覧願います。

鹿又小学校屋内運動場改築事業及び42ページ、荻浜公民館災害復旧事業につきましては、事業完了に伴う総事業費が確定したことによる継続費の変更でございます。

次に、40ページにお戻り願います。

蛇田公民館建設事業及び42ページ、北上小学校災害復旧事業につきましては、それぞれ寄附金の受領、並びに国庫負担金の内定に伴う財源内訳の変更でございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げますので、44ページを御覧願います。

小学校施設老朽化対策事業ほか1事業につきましては、事業実施のスケジュール上、年度内に完了しないため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、歳入につきましては、事業費の確定に伴う国県支出金の決定など、歳出予算と連動した整理がほとんどになりますので、それ以外の主な事項について御説明申し上げます。

6ページにお戻り願います。

13款1項8目教育使用料で657万3,000円の減となっておりますが、これは、植立山公園パークゴルフ場整備工事の芝養生期間確保のため工期を延長したことに伴い、利用開始を半年遅らせたことによる減額でございます。

次に、14ページを御覧願います。

17款1項3目災害復旧費寄附金に233万円、5目教育費寄附金に1,710万円を計上しておりますが、これらは学校教育に関する寄附金、（仮称）市民文化ホールに関する寄附金並びに蛇田公民館建設費寄附金を措置したものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して御質問等ございませんでしょうか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) よろしいですか。そのほかにもございませんか。

(「ありません」との声あり)

---

#### 第4号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画(案)について

○教育長(境 直彦君) それでは、なければ審議事項に入ります。

それでは、第4号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画(案)について議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。別冊4と4-1です。

教育総務課長。

○教育総務課長(稲井浩樹君) それでは、第4号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画(案)について御説明いたします。

本件は、先に御報告いたしておりましたとおり、本年2月13日に石巻市立小・中学校学区再編計画検討委員会から提出を受けました石巻市立小・中学校学区再編計画(案)について、その後、事務局内の庁内検討におきまして、同検討委員会における意見等を踏まえまして一部文言の整理修正を行ったところでありまして、本日第4号議案として御審議いただくこととした次第でございます。

それでは、御説明申し上げますので、別冊4の1ページを御覧願います。

1、本計画の背景では、平成22年1月に石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を策定し、本市の小・中学校の適正規模・適正配置について検討を開始したこと、その後、震災の発生により被災した学校の復旧整備を最優先させることから、石巻市立学校施設災害復旧整備計画を策定し、同計画に沿って統合を進めてきたこと、しかし、少子化や震災の影響により適正規模を下回る学校が増加傾向にあることから、改めて学校の統合を含めた配置のあり方について見直すこととし、庁内検討組織で検討を重ね、また、学識経験者など15名で組織いたしました石巻市立小・中学校学区再編計画検討委員会を設置して、その協議結果を石巻市立小・中学校学区再編計画(素案)として取りまとめ、小・中学校の保護者に対し学区再編計画素案の説明会を開催し、学区再編の方向性等について意見交換を行ったこと、その学区再編計画素案の説明会での意見等を踏まえ、庁内検討組織において学区再編計画素案を見直した上で、改めて同検討委員会を開催し、平成31年2月13日に同検討委員会から石巻市立小・中学校学区再編計画(案)として提言を受け、教育委員会として計画案を策定するという

旨を記載しております。

次に、2、本計画の位置づけでは、石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を踏まえ、石巻市教育振興基本計画に掲げる市立小・中学校の適正規模・適正配置の実現を図るため、また、石巻市行財政運営プランに掲げる公共施設の適正な管理・運営を実施するために策定するものであることを記載しております。

次に、3、計画の期間では、今後の児童・生徒数、学級数の動向を踏まえ、平成31年度から平成40年度までの10年間であることを記載しております。

2ページを御覧願います。

4、地区別計画の策定では、5に掲げる学区再編の基本的な考え方にに基づき、中学校区を基本とした地区別計画を作成し、学区再編計画の別冊として定め、本計画の計画期間中は必要に応じて更新すること、また、地区別計画において現状の位置としている学校については、今後の児童・生徒数、学級数及び隣接校の動向等により、その後の対応を検討することを記載しております。

次に、5、学区再編の基本的な考え方では、石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針及び石巻市教育振興基本計画を踏まえて実施するものであることを明示し、教育振興基本計画及び適正規模・適正配置に関する基本方針から抜粋した内容を一部修正し、2ページの(1)から4ページの(5)までに再構成する形で掲載しております。

始めに、(1)小・中学校の適正規模と適正配置の実現では、震災後の復旧状況に応じ学校規模の適正化を確実に図り、保護者や地区住民との合意形成を丁寧に行い、学校の統合を進めること、また、小規模校においては、その教育効果の確保のため、特色あるカリキュラム編成や、一人一人の学習状況に応じたきめ細かな指導や、児童・生徒の社会性の涵養や多様な考えに触れる機会の確保など、小規模校のデメリットをなくす取組の推進などを示しております。

次に、(2)適正規模の基本的な考え方では、学習面、生活面、学校運営面の3つの観点から、9つの考え方を基本とし、学習面では、複数の学級又は学習集団が編制でき、クラス替えが可能な学校規模であること、イ、生活面では、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成を図りやすい学校規模であることなど3項目について、ウ、学校運営面では、1学年当たりの学級担任及び教科の専門教員を複数配置できる学校規模であることなど、5項目について示しております。

これらを踏まえ、(3)石巻市立小・中学校の適正規模として、小学校は、学校行事や総合的な学習の時間における複数教員による指導、教科による習熟度別指導のため、複数の学級設



置、クラス替えが可能となる1学年2学級を下限とした12学級以上。中学校は、クラス替えが可能であって、教材研究等の充実を図るため5教科に複数教員を配置できる1学年平均3学級とした9学級以上を示しております。

次に、(4) 適正配置の基本的な考え方では、学校と地域との連携、協力体制の維持、通学可能範囲、安全性や地域コミュニティにおける学校の意義等を配慮し、旧町単位には少なくとも1つの小学校、中学校を残すことを基本としていること。適正配置を進めるに当たっては、小・中学校1校当たりの適正規模を機械的に適用するのではなく、学校、保護者、地区住民の方々との懇談や協議を通して十分な合意形成を図りながら、個別計画を立てて取り組むことを示しております。

4 ページのア、適正配置の基本として、適正配置の方法は、隣接する学校との統合又は通学区域の見直しによるものとするなど、7項目を示しております。

次に、(5) 適正配置の検討上の配慮として、児童・生徒と学校運営に関する多岐にわたる事項について、教育委員会、学校、保護者及び地区住民が協議して合意形成を図り、決定していくこと、適正配置後の円滑な学校運営を図るため、ア、適正配置の配慮事項として、各地区における統合に向けた検討から統合に係る具体的な取組の実施までには、合意形成を図るための十分な時間を確保することなど、7つの配慮事項を記載しております。

5 ページを御覧願います。

6、学区再編に関する諸課題と対応では、今後の学校のあり方という視点から、学校、保護者及び地区住民が、統合により生ずる課題への対応やこれからの学校づくりなど、学校教育環境の充実に関する事項についてそれぞれ情報を共有した上で、各地区の実情を十分に踏まえた協議検討等を行い、学区再編に結び付けることが必要であると、(1) 統合により生ずる諸課題への対応のア、児童生徒の環境変化への対応では、統合後の学級編成や教員の配置等の教育委員会における配慮、児童・生徒が安心して新しい学校生活を送ることができるよう対策を講じることや、スクールカウンセラーによる支援等に配慮していくことを記載しております。

次に、イ、通学の安全確保では、通学路の設定に当たっての交通と防犯の両面から安全性の配慮と、低学年の児童が安全に通学できるよう、必要に応じた通学環境の改善を図ることなどを記載しております。

次に、6 ページのウ、スクールバス等の運行に係る配慮では、スクールバス等の運行通学区域は原則として、小学生の場合はおおむね4キロメートル以上、中学生の場合はおおむね6キロメートル以上となりますが、学区内の地形又は通学路の交通状況等の地域の実情を考慮した

運行や、専用のスクールバス又はタクシーを原則とし、乗車時間を60分以下とすることなどを記載しております。

次に、エ、部活動に関する対応では、統合前から統合校同士による合同練習又は練習参加の機会の設定や、合同チームによる公式大会への参加を検討する旨を記載しております。

そのほか、施設環境の整備、学校防災マニュアルの充実、放課後児童クラブの利用、閉校後の施設等の活用について記載しています。

次に、7ページを御覧ください。

(2) 小規模校における教育効果の確保では、小規模校のメリットの最大化とデメリットの緩和策について記載しております。

ア、小規模校のメリットの最大化では、少人数のメリットをさらに生かして個別指導、個に応じた学習課題の設定と追究等を行うことで、より充実した教育環境の展開に取り組むことや、広くなる学校区の豊かな自然や文化、伝統、産業資源などを生かして、体験的・問題解決的な活動を取り入れていくことなどを記載しております。

イ、小規模校のデメリットの緩和では、①社会性の涵養や多様な考えに触れる機会の確保として、市や県主催の行事への参加、多様な地域人材や外部講師を招いての出前講座の開催などに取り組むこと、②切磋琢磨する態度や向上心を高める方策として、同じ中学校区で近隣の学校と合同でネットワークを構築し、定期的に互いの学校を訪問する合同授業や合同行事の開催など、③教職員体制の整備として、複式学級の小規模校では、学区内や地域の学校同士で行事、研修、学校事務の共同実施等による取組を今後も推進して、教育活動の充実と教職員の負担軽減を図ることを記載しております。

次に、8ページの(3) これからの学校づくりのア、小・中学校の連携の推進として、現行の6：3制を前提としながら、そのつながりをより滑らかにする工夫を重ね、小・中学校の連携を推進させていくこと、イ、地域との協働の拡充として、本市独自の事業である協働教育推進事業において協働教育推進協議会を組織し、国の地域学校協働本部制度への移行を視野に、地域とともにある学校づくりや、コミュニティ・スクール制度の導入に向けた準備を進めていくことを記載しております。

次に、7、学区再編の進め方では、各地区の実情に応じた児童生徒の教育環境の充実の早期実現を図るため、学区再編の進め方を示しております。

(1) の学区再編に関する検討の対象校としては、本計画期間内において、旧市部の小学校にあつては、全学年1学級となることが見込まれる学校、旧町部の小学校にあつては、複式学

級の編成が見込まれる学校、中学校にあっては、全学年1学級となることが見込まれる学校としています。

次に、9ページを御覧ください。

(2) 学区再編の方向性の検討におきましては、地域における今後の学校のあり方を話し合う場として、地区懇談会を開催し、(3)の統合に向けた具体的な検討の内容、決定においては、各地区の必要に応じまして地区教育環境検討協議会を設置し、統合の時期、統合の方法、校舎の位置、学校の名称等、統合に向けた具体的な事項の調整・協議・検討等を行い、その結果について保護者や地区住民に説明会を開催するものとしております。

地区懇談会と教育環境検討協議会は、地区の実情に応じて柔軟に開催してまいりたいと考えています。

その後、教育委員会において統合計画を策定するとともに、10ページの統合準備委員会を設置し、統合に向けた詳細な事項の調整・協議・検討等を行い、学校づくりにつなげる手続を示しております。教育委員会は主体となってこれらの懇談会等を開催し、必要な情報や資料の提供・説明、支援等を行うことといたしております。

以上が学校統合計画案の主な内容でございます。

続きまして、地区別計画の御説明をいたしますので、別冊4-1を御用意願います。

1ページを御覧願います。

1ページでは、計画地区と学校の一覧を掲載しております。

2ページをお願いします。

2ページの2、児童生徒数・学級数の推移と見込みでは、石巻市の児童生徒数の推移は、昭和44年度から平成40年度までのグラフとして、3ページでは、平成23年度以降の学校数・学級数・児童生徒数の推移を示しております。

4ページを御覧願います。

4ページと5ページは、中学校と小学校でそれぞれの学校ごとに学級数の見込みを示しております。

次に、地区別の検討内容をご説明申し上げますので、6ページを御覧願います。

地区別内容につきましては、学区再編計画素案において示しておりました形式を継承する形で、中学校区ごとに分けて統一的な構成内容に整理しておりますので、始めの石巻地区、石巻中学校区を例として御説明させていただき、他の中学校につきましては、特徴的な部分について御説明させていただきます。

それでは、石巻中学校について御説明いたしますので、6ページを御覧ください。

始めに、学区再編計画素案の構成と同じく、石巻中学校区に含まれる学校の沿革を紹介し、学級数と児童・生徒数の見込みについてそれぞれ学校ごとに示しております。

次に、学区再編計画素案では通学に関する項目を記載しておりましたが、各地区に共通して対応する事項でございますので、本地区別計画からは省いております。

そして、7ページの(4)におきまして、平成29年度に開催いたしました学区再編計画素案の保護者説明会で寄せられました学校ごとの意見等を加えております。

8ページを御覧願います。

統合に向けた検討の方向性につきましては、素案から表現を変更している部分でございます。

素案では、統合の目途とする年度及び対象校を枠で囲み明示しておりましたが、説明会でさまざまな御意見がありましたことから、必要となる情報を提供して改めて話し合いを行うということで、統合の目安とする年度は記載せず、今後の学校のあり方、それから一つの考え方としての統合ということで、地区懇談会を開催し、保護者や地区住民の皆さんと検討するという旨の表現に改めたものでございます。検討の方向性は、各地区で統一的な表現を用い、特徴的な地区の事情がある場合にはその旨をここに記載しております。

石巻中学校では、石巻中学校と門脇中学校の今後の学校のあり方、及びその一つの考え方として、両校の統合について地区懇談会を開催して検討をすとしたところであり、石巻小学校と山下小学校につきましても、今後の学校のあり方と両校の統合について、地区懇談会を開催し検討するとしております。

次に、9ページでは、中学校区内の各学校の今後の10年間の学級数と児童・生徒数の推計を記載しております。

11ページの住吉中学校区からは、特徴的な部分について御説明させていただきます。

12ページの住吉中学校区の統合に向けた検討の方向性の項目を御覧願います。

住吉中学校におきましては、現状維持との表現でございます。現状維持となります他の学校についても同様の表現としております。

住吉小学校と開北小学校につきましては、今後の学校のあり方と両校の統合について、地区懇談会を開催し検討することといたします。

次に、16ページの門脇中学校区の統合に向けた検討の方向性の項目を御覧願います。

門脇中学校におきましては、今後の学校のあり方と石巻中学校との統合について、地区懇談会を開催し検討することといたします。

また、大街道小学校につきましては、17ページの大街道小学校の表のうち、平成40年度の欄を御覧いただきますと、全学年が1学級となり、統合に向けた検討の対象とすべきところがありますが、学区再編計画素案におきましては現状維持としていたところであり、今後教育委員会において検討の上、地区別計画に位置づけるとしたところでございます。

次に、19ページの湊中学校の統合に向けた検討の方向性の項目を御覧願います。

湊中学校と湊小学校はともに全学年が単学級まで減少する見込みですが、地区内には現在も震災復興の工事を実施している場所がありますことから、今後の児童・生徒数の推移や土地区画整理事業等の進捗状況を確認し、必要に応じて地区懇談会の開催を検討するものとしております。

次に、21ページの蛇田中学校区につきましてはいずれも現状維持でございます。

次に、25ページの荻浜中学校の統合に向けた検討の方向性の項目を御覧願います。

荻浜中学校につきましては、今後の学校のあり方と万石浦中学校との統合について、地区懇談会を開催し検討することといたしました。

また、東浜小学校におきましても、今後の学校のあり方と万石浦小学校との統合について、地区懇談会を開催し検討することといたします。

次に、28ページの渡波中学校区及び31ページの稲井中学校区につきましては、いずれも現状維持でございます。

次に、34ページの山下中学校区の統合に向けた検討の方向性の項目を御覧願います。

貞山小学校は、35ページの表を御覧いただきますと、平成38年度に全学年が単学級となり、中里小学校につきましても、平成32年に全学年が単学級まで減少すると見込まれます。統合に向けた検討の対象となるところがございますが、学区再編計画素案におきましては両校とも現状維持としておりましたことから、今後教育委員会において検討の上、地区別計画に位置づけることとしております。

次に、36ページの青葉中学校区については、いずれも現状維持でございます。

次に、39ページの万石浦中学校の統合に向けた検討の方向性の項目を御覧願います。

万石浦中学校につきましては、今後の学校のあり方と荻浜中学校との統合について、地区懇談会を開催し検討することといたしました。

また、万石浦小学校につきましても、今後の学校のあり方と東浜小学校との統合について、地区懇談会を開催し検討することといたしました。さらに、41ページの両小学校が統合した場合の表のうち、平成39年度の欄を御覧いただきますと、全学年が単学級まで減少する見込みで

あるため、今後教育委員会において検討の上、地区別計画に位置づけるものとしております。

次に、43ページの飯野川中学校区の統合に向けた検討の方向性の項目を御覧願います。

飯野川中学校区につきましては、今後の学校のあり方と河北中学校との統合について、地区懇談会を開催し検討することといたしました。

次に、46ページの河北中学校の統合に向けた検討の方向性の項目を御覧願います。

河北中学校につきましては、今後の学校のあり方と飯野川中学校との統合について、地区懇談会を開催し検討することといたしました。

次に、49ページの雄勝中学校区につきましては、既に学区再編が完了しております。

次に、52ページの河南東中学校区の統合に向けた検討の方向性の項目を御覧願います。

和渕小学校についてであります。53ページの和渕小学校の表を御覧いただきますと、平成37年度には複式学級の発生が見込まれております。学区再編計画素案におきましては、和渕小学校と前谷地小学校の統合について協議してはありますが、これまでの保護者説明会等の経緯を踏まえ、今後の学校のあり方について地区懇談会を開催して検討することに改めてございます。

次に、57ページの河南西中学校区の統合に向けた検討の方向性の項目を御覧願います。

広渕小学校につきましては、学区再編計画素案では、広渕小学校と北村小学校の統合について表現しておりましたが、和渕小学校と前谷地小学校の場合と同じく、学校ごとの表現に改め、広渕小学校につきましては現状維持としたところでございます。北村小学校につきましては、58ページの北村小学校の表の欄を御覧いただきますと、平成40年度までに複式学級は発生いたしません。これまでの保護者説明会等の経緯を踏まえ、今後の学校のあり方について地区懇談会を開催して検討するものとしてございます。

次に、62ページの桃生中学校区の統合に向けた検討の方向性の項目を御覧願います。

中津山第一小学校、中津山第二小学校及び桃生小学校につきましては、今後の学校のあり方と3小学校の統合について地区懇談会を開催し検討することといたしました。

次に、65ページの北上中学校区は既に学区再編が完了しております。

次に、68ページの牡鹿中学校区の統合に向けた検討の方向性の項目を御覧願います。

牡鹿中学校につきましては、全学級が単学級となりますが、牡鹿地区唯一の中学校でありますことから現状維持としたところでございます。

また、鮎川小学校、大原小学校、寄磯小学校につきましては、3校とも複式学級が発生しておりますことから、今後の学校のあり方と3小学校の統合について、地区懇談会を開催し検討

することといたしました。

以上で地区別計画の説明を終了させていただき、私からの説明を終わらせていただきます。

○教育長（境 直彦君） 長時間にわたり、ありがとうございました。

それでは、これから質問等受け付けたいと思います。

始めに、別冊4の再編計画（案）について、項目として7つありますから、項目ごとにやっていきたいと思います。

1ページをお開き願います。

1の本計画の背景、2の本計画の位置づけ、3の計画の期間、4の地区別計画の策定という手法について、委員の皆様から御質問等ありましたらお願いします。これまでの流れ等の説明でございますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） それでは、2ページにいきまして、5、学区再編の基本的な考え方について、（1）から（5）まで3ページにわたって明記しております。

適正規模・適正配置の実現に向けた取組、基本的な考え方、石巻市立小・中学校の適正規模を、3ページの中段にありますとおり、これまで押さえてきた考え方について、ウで表記してございます。適正配置の部分では、（4）で書いてありまして、その検討上の配慮事項について（5）に示してございます。

ここまでで質問等ございましたらお願いします。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） それでは、5ページ、6、学区再編に関する諸課題と対応について、学区再編での諸課題はどういうものがあるかということで、（1）のアから8項目にわたって書いてございます。それから、7ページには、現状の小規模校におけるメリット、デメリットへの対応という方策、さらに8ページには、これからの石巻市としての学校づくりに向けての方策として大きく2点、小中の連携、それから地域との協働という項目を押さえて進めていきたいとしてございます。

ここまでで質問ございましたらお願いします。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 5ページのイの通学の安全確保ですが、これは統廃合に関わらず、田舎は現状でもそうですが、自転車通学の中学生、一部小学生が自転車通学しているところもありますが、防犯灯が全くない道路があるのです。200メートルとか300メートル真っ暗な、高

木もそうですが、田舎に行けば行くほどそうで、恐らく統廃合すると通学距離が延びて、自転車通学はもっと今よりも増えると思います。防犯灯は各PTAで陳情はしているのですが、なかなか増やしてもらえないということ、優先的にはと言いませんが、子供の安全確保ということからは、統廃合に関わらず検討していただきたいという部分を前々から思っていましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（境 直彦君） 通学路への防犯灯の設置について。どちらにしますか。

学校安全推進課長。

○学校安全推進課長（佐藤勝治君） 防犯灯につきましては、市長部局で推進しておりますが、その部局とも連携をとりながら、設置について検討を重ねてまいりたいと思っております。

○教育長（境 直彦君） 教育総務課長、通学路の点検ということで一言お願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（稲井浩樹君） 通学路の点検という面でお答えさせていただきたいと思いますが、教育委員会では毎年小・中学校が行った通学路の安全確認調査の結果を取りまとめまして、街路灯及び信号機の設置等、対策が必要な危険箇所については、道路管理者及び所管警察署等に対し対策の実施について要望を行っております。

安全対策が必要な危険箇所の改良等の実施に当たりましては、必要に応じて所轄警察署、道路管理者、学校及び教育委員会が合同で点検を行って、安全対策の方法について検討を行っております。そのような機会を踏まえまして、ただいまの防犯灯につきましても、要望等を行ってまいりたいと考えてございます。

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

その他、ございませんでしょうか。諸課題への対応、御質問等ありましたらお願いします。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 7ページもよろしいのですよね。

○教育長（境 直彦君） はい。

○委員（今井多貴子君） 7ページのメリット、デメリットなのですが、この頃河南地区でも、桃生地区もそうですけれども、小規模のところの小学生が色々なことにチャレンジして、統計のこととか、それで優秀な成績を上げていると新聞等で掲げられますと、地域の活性化にもなり、デメリットをうまく利用していると、努力をされてきつつあると感じます。やはり適正規模・適正配置はなかなか田舎へ行けば行くほど難しくなります。「おらほの」という、地域という意識がどうしても根づいていますので。ですから、しばらくの間はこの切磋琢磨する態度



や向上心を高める方策が、磨く必要があると思います。

それで、これはお願いなのですけれども、各種検定やコンクールへの参加推奨等に取り組んでいきますと書いてありますが、これを先生方にどんどん奨励してほしい。お忙しい中なのですけれども、これを奨励していただかないことには、なかなか文書に書いたままでは、終わってしまうと、せっかくの向上心をこれから高めていってほしいというのがなくなってしまうので、これをなお推進してほしいと思います。先生たちのアンテナを高くして、地域の子供たちに一体何が必要なのかを、どんどん取り入れて、先生方に意欲的に取り組んでほしいと思います。よろしくお願いします。

○教育長（境 直彦君） それでは、そのコンクールの実施について、ここは学校安全推進課長。前谷地小学校の実例を挙げて。よろしくお願いします。

○学校安全推進課長（佐藤勝治君） 今年度におきましては、学校安全推進事業におきまして、前谷地小学校と北村小学校、河南西中学校で防災マップの取組をしていただきました。その中において、最優秀賞、市長賞を前谷地小学校が受賞しました。地域の方々の御協力を得ながら、先ほど今井委員が申し上げましたとおり、地域の歴史とかそういったものも小規模校のメリットを生かしながら学習していただいて、結果につながったのかなと思っております。

来年度におきましても、また同様に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（境 直彦君） 特に今月は小規模校、小学校の学習発表会とか、新聞各社協力いただいて報道していただいており、先週、今週とも掲載されておりますが、ああいう形で各小学校中学校での活動の様子が知れ渡るのは大変良いことですので、そのような形でもやはり啓発はしていかなければいけないと思いますが、教員の意識と、それから活動内容について、学校教育課長からも一言お願いしたいと思います。

○学校教育課長（平塚 隆君） 私からも、今井委員がおっしゃること、本当に身にしみて、そうだなということを感じます。中学校では、割と検定といいますか、そういう部分についてはすごく進んでいる部分があるのですが、どうしても小学校はまだまだ足りないなと感じている部分があるので、学力向上も含めまして、これからも校長会、教頭会通じて呼びかけていきたいなと思っているところでございます。

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

その他、ございませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤俊子君） 適正規模というのは大変大事だなと思っています。ただ、適正規模のために統合したりすると、どうしても学区が広がるということで、スクールバスとかそういう手段を使わなくてはならなくなるのですが、このスクールバスというのは、部活動とか、それから放課後の活動が制限され、時刻で決まっているわけで、制限されるというのが非常に悩みの種かと思います。

それで、スクールバス等の運行に係る配慮等ということも挙げられておるのですが、その運用の方法について十分、バス会社と話し合いはされることと思いますが、その辺の柔軟性というか、そのあたりを十分に考えた、バス等の運行ができれば、子供たちにとっては大変ありがたいことではないかなと感じておりましたので、是非ともそのあたりも入れていただければありがたいなと思います。

○教育長（境 直彦君） 分かりました。現状について教育総務課長から。

○教育総務課長（稲井浩樹君） この6ページにも記載しておりますとおり、「部活動等による下校を考慮した複数の便を運行し」とございますが、現状も下校便は2便運行してございます。その中で、学校で部活動の調整をしていただきましてやっているということのようでございます。

ただ、2便についてはなかなか、これを3便にというのは難しい面があるかと思うのですが、今、委員からお話がありましたある程度の柔軟性というのを、学校でそれぞれのバス事業者とはお話をしているとは考えておりますけれども、なおその辺の柔軟な対応がどこまでとれるかというのは、今後バス事業者や学校とも検討してみたいなと考えてございます。

○教育長（境 直彦君） その他、ございませんか。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 部活動に関する対応ということですが、恐らく統廃合に関わらず、現状でも人数の小さい学校は既に合同チームとかで活動している学校もあると思うのですが、そういうことを積極的に行っていれば、統合のときに違和感なくというのはわかるのですが、文化部ですね。文化部、小さい学校は文化部が本当に少ないというか、吹奏楽部しかなかったり、1人とか2人では部活にならないので、個人の活動になってしまったりというところがあると思うので、運動、スポーツ部だけではなくて文化部にも少し目を向けて、例えば吹奏楽でも統廃合に関わらず一緒に合同でコンクールに出るとか、そういうことも色々可能なのであれば配慮していただければなと思います。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（平塚 隆君） 実は、このエの部活動に関する対応のところにあるのですけれども、宮城県中学校体育連盟、基本的には体育で、合同チームの種目は決まっています、そのあたり、今御意見いただいたところも、こういう意見をいただいたということを参考に、少し私たちが検討していきたいなど、考えさせていただければなと思っていますところ。確かに運動部にどうしても主眼が行っているんで、文化部の子たちも、そういう眼ではすごく大切な視点だと思いますので、どうもありがとうございました。

○教育長（境 直彦君） その他ございませんか。

阿部委員。

○委員（阿部邦英君） 時間も押していますが、1つだけ質問いたします。

5 ページに（1）統合により生ずる諸課題への対応とありますけれども、その中のアの児童・生徒の環境変化への対応ですが、「行事等における児童生徒の交流を行うなど児童生徒の関係構築を図るとともに」云々とありますが、今まで石巻地区で、石巻市で、統合した学校はほとんどの学校でこの交流事業というのをやっていたように記憶していますが、これからもし、そういった統合になる学校がございましたら、是非こういった交流活動を続けてほしいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、去年の例ですが、二俣小と大川小のように同じ敷地内にある学校、それから北上小学校も同じ敷地内にありましたが、ちょっと場所が離れていたりすると、どうしてもそういうのが出来にくいようなことがありますので、その辺についても、校長先生初め先生方はそういった交流関係、やりたいと絶対出るとは思うのですが、そういった遠くの学校との交流活動について、教育委員会でも御配慮いただければと思います。

以上です。

○教育長（境 直彦君） 教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長（稲井浩樹君） そのことにつきましては、事務局内での検討の中でも色々話をしていたところでもございまして、移動手段の確保という面で、例えばバス等の経費に関する予算を獲得したりといった面で、学校とそれは協議しながら、あと学校教育課とも確認等をさせていただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

その他ございませんでしょうか。よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） それでは、8 ページにいきます。

7の学区再編の進め方について、(1)で対象となる学校を3項目挙げておりました、いずれにしてもここは地区懇談会を始めていきますという大原則を言って、その後、9ページで地区懇談会と教育委員会での決定を受けた統合準備委員会ということで10ページまで流れていくということですが、ここの内容について御質問等ございましたらお願いします。

杉山委員。

○委員(杉山昌行君) この地区懇談会や地区教育環境検討協議会を設置するときに、幼稚園や保育所の保護者まで参加を幅広く呼びかけるというのはよろしいと思うのですが、公立だけではなく私立の幼稚園も含まれているのでしょうか。

○教育長(境 直彦君) 教育総務課長。

○教育総務課長(稲井浩樹君) 私立幼稚園にもお声をかけさせていただきたいと思うのですが、私立幼稚園の皆さんにつきましては色んなところから集まっているので。

(「そうか」との声あり)

○教育総務課長(稲井浩樹君) その辺は考えた上でお声がけもさせていただければと思っております。

○委員(杉山昌行君) わかりました。

○教育長(境 直彦君) 旧市部の私立幼稚園が該当します。

その他ございませんか。

それでは、よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) では次に、地区別計画については、教育総務課長、地区一つ一つやるのですか。

○教育総務課長(稲井浩樹君) お願いします。

○教育長(境 直彦君) それでは、地区別計画について説明がありましたが、6ページ。小・中学校の現在と今後の推移というところでよろしいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 6ページいきます。

石巻中学校区の今後のところは8ページになります。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) それでは、次が11ページ、住吉中学校区です。内容は12ページに

あります。

現状維持と地区懇談会を行っていくということでございます。よろしいですね。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) それでは、15ページになります。門脇中学校区です。内容が16ページになります。

ここで、教育総務課長から門脇中学校と石巻中学校のこれまでの経緯と現状についてよろしいですか。

○教育総務課長(稲井浩樹君) 石巻中学校と門脇中学校につきましては、早期の話合いの再開を求める要望をいただいております。現在のところ、門脇中学校と石巻中学校のPTAの役員の方々と協議を続けております。今後、地区懇談会に向けた方向性や考え等を協議しているところでございます。

以上です。

○教育長(境 直彦君) 杉山委員。

○委員(杉山昌行君) これは門脇中学校も石巻中学校も、現状の保護者は統合を希望していると考えてよろしいのですか。そういうわけではないのですか。

○教育総務課長(稲井浩樹君) 今のところ、まだ事務担当レベルでの話合いでございまして、具体的な部分については、今は協議中ということにお答えさせていただきたいと思っております。

○教育長(境 直彦君) 最終的な総会という形はまだ、そこまでいっていないということですので。大きく、全PTAでもって結論を出しているわけではないと、今それに向けて準備を進めていると。御理解いただければと思います。

ここまでで何か質問等ございませんか。

○教育総務課長(稲井浩樹君) 失礼いたしました。先ほど私が、たしか地区懇談会と申しましたが、保護者説明会と住民説明会という、2つに分けたという流れでございます。失礼いたしました。

○教育長(境 直彦君) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) それでは、18ページ、湊中学校区です。ここは現状は19ページでございます。

このところは必要に応じてということの部分で唯一入っているところでございます。まだ土地区画整理事業とか、湊中学校の前の道路もまだでき上がっていない状況です。やっと今議

会に地番の証明の提案が出されたところでございます。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) それでは、21ページ、蛇田中学校区です。ここは22ページに書いてあります。現状維持ということですが、これについて御質問等ございませんか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 続いて、24ページの荻浜中学校区です。ここは25ページに方向性が書いてあります。中学校、小学校とも万石浦中学校、万石浦小学校ということで、地区懇談会を開催していくということでございます。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 続いて、28ページ、渡波中学校区です。渡波中学校区は29ページに方向性が書いてあります。いずれも現状維持ということでございます。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 続いて、31ページ、稲井中学校区です。稲井中学校区の32ページ、次のページに方向性が書いてあります。小・中学校とも現状維持ということでございます。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 続いて、33ページ、山下中学校区です。ここの方向性は34ページで、山下中学校は現状維持、貞山小学校、中里小学校が、少し年度がずれるのですが単学級になる時期がそれぞれ5年ぐらいということですが、こういう状況から、両校は現状維持ということではありますが、いずれ教育委員会ではそこも検討しなければいけないということで一つ書いてあります。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 続いて、36ページ、青葉中学校区です。ここの方向性は37ページの(5)に方向性があります。青葉中学校、釜小学校とも現状維持ということでございます。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長（境 直彦君） 続いて、万石浦中学校区です。これは先ほど荻浜、東浜のところ、荻浜中学校区で出てきたところと同じ方向性が書いてあります。中学校は万石浦中学校と荻浜中学校、小学校は万石浦小学校と東浜小学校、両校の地区懇談会を開催していくということでございます。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 以上が石巻地区でございます。

続いて河北地区に入ります。42ページです。

飯野川中学校区です。1小1中です。飯野川中学校は河北中学校とについて地区懇談会を開催していく、飯野川小学校は現状維持ということです。既に29年度の話合いのときにさまざまな意見が出ています。その上にあります。この後の河北中学校の時もありましたので、それを踏まえた上で地区懇談会を開催していくということになったと思います。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 45ページ、河北中学校区です。小学校2つは、大谷地小学校、二俣小学校とも現状維持、今お話ししました河北中学校と飯野川中学校ということで地区懇談会を開催していくということでございます。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 続いて、雄勝地区は既に1小1中になっておりますので、再編が完了しているところでございます。

続いて、50ページ、河南地区に入ります。

河南東中学校区です。3小1中です。さまざま意見も素案の時はいただいております、52ページ、方向性です。河南東中学校が現状維持で、小学校は須江小学校と鹿又小学校が現状維持で、和渕小学校はあり方について地区懇談会をしていくということで、37年度に複式になってしまうということでございます。

これについて御質問等ございませんでしょうか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 和渕小学校は、今、中学校が東と西になっているため、和渕小学校の位置というのは編成が非常に難しい地区なのです。和渕小学校は前谷地小学校に来るのに、

中学校は河南東中学校に行かなくてはならなくなるという、すごい難しい地区なのです。だからといって、和渕小学校を二分して半分を前谷地小学校に、半分を鹿又小学校にというのもできないし、すごく地区の編成が難しいと思います。

和渕小学校がこのまま37年度まで突入していくと難しいので、大きな地区割りが必要になってくる地区ではないかと思うので、すごく慎重に進めていただきたい。感情論ではなくて進めていただきたい。すごい難しい課題だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（境 直彦君） 52ページにもありますように、保護者説明会等の経緯を踏まえ、これまでの様々な経緯を踏まえてということで、ここ一文入っていますのはそういう意味でございます。今井委員から御指摘いただいたことも、十分、検討し進めていかなければならないと思います。河南東中だけではなく、河南西中との関わりが出てきますので、ここは河南東中学校区、河南西中学校区という考え方もありますけれども、それを外したということも検討の中には入れなくてはいけないのかなと思っております。

引き続き河南西中学校区も少し御覧いただければと思います。

55ページ、河南西中学校区です。3つの小学校と1つの中学校で、方向性は57ページにあります。河南西中学校は現状維持、広渕小学校と前谷地小学校は現状維持で。北村小学校は、複式学級とはならないのですが減っていきますので、地区懇談会を開催して行っていくということでございます。ずっと2桁になってしまうという部分がありますので、これをどうするかという課題もございます。ここも河南西中学区と河南東中学区というところの部分で、全体で考えるかという部分も必要になってくると思います。その部分を踏まえた上で検討していくということよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） その他ございませんか。河南地区で。

あとは、中学校の通学範囲、通学距離がかなり広範囲にわたりますので、極端に言うと、曾波神に住んでいる中学生は河南東中学校まで行かなくてははいけません。かなり、谷地中を通過して農道沿いをずっと上がっていく。あと須江の蛇田中学校寄りのほうも、今度は須江山の山沿いを、佳景山をずっと通っていかなくてははいけない。河南西中学校も遠いところはかなり遠いところが。

（「ありますね」との声あり）

○教育長（境 直彦君） はい。そういう通学距離という部分も、やはり考慮しなくてははいけない部分がここ。通学方法についても手を抜けない部分だと思っているところでございます。



河南地区についてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) それでは60ページ、桃生地区でございます。ここも3つの小学校と1つの中学校で、方向性については次の61ページで、中学校は桃生中学校が現状維持で、3つの小学校が今後の学校のあり方を踏まえた上での地区懇談会というものを検討していくということでございます。桃生小学校が一番最初に複式になってしまうということで、ここは3つの小学校で考えているところでございます。

これについて御質問等ございませんでしょうか。

○委員(今井多貴子君) 広くなりますね。

○教育長(境 直彦君) そうですね。

○委員(今井多貴子君) かなり広がるので、やっぱり通学のことを踏まえて、絡めて、考えていただければと思います。

○教育長(境 直彦君) 続いて65ページ、北上地区は、既に1小1中になっております。

次に、66ページ、牡鹿地区でございます。3つの小学校、1つの中学校ということで、現状でも複式でございますので、68ページ、方向性であります。中学校は現状維持ということで、3つの小学校の統合について地区懇談会を開催していかなくてはいけないということで、これは始めていくということで御理解いただければと思います。

では、全体を通して、何か他にお聞きしたい点がありましたらお願いいたします。

遠藤委員。

○委員(遠藤俊子君) 統合その他を考えると、行政区の分け方と学区の分け方が同じだと、実は学校では対応しやすいといえますか。

私、以前2つの行政区にまたがった学校に行ったことがあるのですが、どっちつかずなので両方の行政区から依頼を受けると、それに対応しなくてはならないということもあり、行政区と学区がある程度、大きい固まりにするのか、今後の状況が変わるので余り分かりませんが、例えば同じ行政区に2つ入ったのが1つになるというのでしたらいいのですけれども、1つの学区に2つの行政区があつたりすると、自分の経験として非常に混乱したことがあったので、それは一緒になるといいのかなと少し感じていましたので、お願いできればと思いました。

○教育長(境 直彦君) 教育総務課長。

○教育総務課長(稲井浩樹君) これから地区懇談会を開催して、保護者の皆さんから、もし

くは地区住民の皆さんから意見をお聞きしていく中では、当然、現状そういった地区が存在しておりますので、通学区域の見直しを含めた話合いとしての部分になることも十分考えられますので、その辺は保護者や地区住民の皆様と、それから学校も含めて十分に協議検討していく必要があると考えております。

○教育長（境 直彦君） そのほかございませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 全体を通してよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第4号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画（案）については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第4号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### その他

○教育長（境 直彦君） それでは、審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員からございませんでしょうか。

○委員（杉山昌行君） 時間が押していてあれですけども、1つだけいいですか。

教育委員会の範疇ではないのかもしれませんが、子供の虐待の事件が全国でニュースになって、その度に心を痛めているのですが、石巻ではそういう大きな事件はないと思いますが、そういう兆候というか、相談の事例みたいなのがあって、そういう報告がちゃんと上がってくるようなシステムがきちんと確保されているのかということをお聞きしたいのですが。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（平塚 隆君） お答えさせていただきます。

基本的には虐待については、御存じのとおり、必ずそういう事案が発見されたら児相に通報しなければならないという義務があります。学校において例えばそういう事案があったときは、必ず児相と連携して動いているという部分で、例えば生徒指導の問題についても、そういう事案があるときは必ず報告はいただいております。ただ、それを未然で防いでいるということは、実は石巻も少なからずある。これは虐待にちょっと近いんじゃないのというところについては、連絡もいただくこともありますし、2階に虐待防止センターもありますので、色んな部分での

情報交換は教育委員会でも行っているところであります。

今のところ、あのような大きな事案には発展していないと御承知おきいただければなと思います。

○委員（杉山昌行君） 石巻でああいうことが起こると、私、多分自分を許せないのもうとにかく防ぎたいという気持ちがあつて、関係の各位がアンテナを張りめぐらせて、本当に未然に防がなくてはという意識をもう一回徹底していただきたい。徹底されているとは思いますが、今一度その辺をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○教育長（境 直彦君） 教育委員会としても、校長会、教頭会等、会議の中できちっと毎回、いらっしゃる課長が項目を上げて、それに対する取組、連携のあり方ですね。気づいたことをきちんと次につなげる努力というのはしなくてはならないと思います。それが事前であれ事後であれ、色んな意味があるかと思ひます。貴重な意見として、今後とも取り組んでまいりたいと思ひます。

そのほか、委員からございませんでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） なければ、課長方からございませんか。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） その他もございませんので、事務局からお願いいたします。

○事務局（星 憲君） 次回、3月の定例会につきましては、3月28日木曜日、午後3時30分から開催する予定でございます。場所につきましては、市役所本庁舎4階、庁議室で開催いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） 以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

長時間ありがとうございました。

午後 6時09分閉会

---

教育長 境 直彦  
署名委員 杉山昌行